

改正

平成18年3月29日条例第11号

平成18年12月27日条例第51号

平成21年3月27日条例第17号

平成23年3月15日条例第12号

平成26年3月26日条例第17号

平成26年12月24日条例第70号

平成29年12月27日条例第28号

令和元年12月25日条例第53号

令和2年3月25日条例第15号

白河市公設地方卸売市場条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第6条・第7条）

第2節 仲卸業者（第7条の2—第7条の6）

第3節 買受人（第8条—第10条）

第4節 関連事業者（第11条・第12条）

第3章 保証金（第13条—第17条）

第4章 売買取引及び決済の方法（第18条—第44条）

第5章 卸売業務に関する品質管理の方法（第45条）

第6章 市場施設の利用（第46条—第52条）

第7章 管理（第53条—第55条）

第8章 雑則（第56条—第58条）

第9章 罰則（第59条・第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき地方卸売市場を設置し、卸売市場法（昭和46年法律第35号）及び福島県卸売市場条例（昭和46年福島県条例第68号。以下「県条例」という。）に定めるもののほか、市場の業務の運営及び施設の利用、管理その他必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。

（名称、位置及び面積）

第2条 地方卸売市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市公設地方卸売市場	白河市五番町川原25番地1

2 地方卸売市場の敷地面積及び施設面積は、次のとおりとする。

（1）敷地面積 11,257.33平方メートル

（2）施設面積

施設名	青果部	水産物部
卸売場	1,220平方メートル	804.52平方メートル
冷蔵庫	58.8平方メートル	216.9平方メートル
冷凍庫	／	18平方メートル
管理事務所	280平方メートル	363.95平方メートル
倉庫	181.65平方メートル	／
加工場	／	266平方メートル
関連商品売場	150.66平方メートル	

（取扱品目）

第3条 白河市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）における取扱品目の部類は、次に掲げる生鮮食料品等とする。

（1）青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の食料品

（2）水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の食料品

（開場の期日）

第4条 市場は、次に掲げる日（次項において「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

（1）日曜日（1月4日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

第5条 市場の開場の時間は、午前5時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 市場における卸売の販売の開始時刻及び終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内において規則で定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）の数の最高限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果部 2

(2) 水産物部 1

(せり人)

第7条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せり人として知事に届け出た者でなければならない。

2 市長は、前項のせり人が次の各号のいずれかに該当したときは、そのせり行為を停止することができる。

(1) 出荷者又は買受人等（第7条の2に規定する仲卸業者及び第8条第1項に規定する買受人をいう。以下同じ。）と通じて不正な処置をし、又は談合その他不正な行為をしたとき。

(2) 卸売市場に関する法令、県条例、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づいて行う指示に従わないとき。

(3) その他せり人として職務に公正を欠く行為があったとき。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第7条の2 市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調製して販売する業務を行う者（以下「仲卸業者」という。）の数の最高限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 青果部 4
 - (2) 水産物部 2
- (仲卸業者の許可)

第7条の3 仲卸業者になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 卸売市場に関する法令又は県条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - (2) 破産者で復権を得ない者であるとき。
 - (3) この条例の規定による取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - (4) 業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 市場の卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人であるとき。
 - (6) 申請人が法人であって、その業務を執行する役員に第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者がいるとき。
 - (7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。
- (仲卸業者の許可の取消し)

第7条の4 市長は、仲卸業者が前条第2項第1号、第2号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は必要な資力を有しなくなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第7条の5 仲卸業者が事業（市場における仲卸の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は仲卸業者の地位を承継する。

- 2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、仲卸業者の地位を承継する。
- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 4 第7条の3第2項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第7条の3第2項中「前項の規定による申請」とあるのは「第7条の5第3項の規定による申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、同項第7号中「その許可」とあるのは「その認可」と読み替えるものとする。

（仲卸業者の相続）

- 第7条の6** 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）がその業務を引き続き営むことについて市長の認可を受けたときは、その相続人は仲卸業者の地位を承継する。
- 2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対して行った第7条の3第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

第3節 買受人

（買受人の承認）

- 第8条** 卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。以下「買受人」という。）は、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。
 - （1）破産者で復権を得ない者であるとき。
 - （2）卸売の相手方として必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。
 - （3）当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人であるとき。
 - （4）次条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

（買受人の承認の取消し）

- 第9条** 市長は、買受人が前条第2項第1号若しくは第3号に該当することとなったとき、又は卸売の相手として必要な資力信用を有しなくなったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

る。

(保証金の預託)

第10条 卸売業者及び仲卸業者は、買受人から保証金の預託を受けることができる。

第4節 関連事業者

(関連事業者)

第11条 市長は、市場の利用者に便益を提供し、かつ、市場の機能の充実を図るため、市場内の店舗その他の施設において物品販売等の業務を行う者（以下「関連事業者」という。）を置く。

2 関連事業者になろうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(関連事業者に対する指示)

第12条 市長は、関連事業の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務に関して必要な指示をすることができる。

第3章 保証金

(保証金)

第13条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「卸売業者等」という。）は、許可を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しなければならない。

2 卸売業者等は、保証金を預託した後でなければ市場におけるその業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第14条 卸売業者等が預託すべき保証金の額は、200万円の範囲内において規則で定める。

2 前項の保証金は、現金をもって預託しなければならない。

(保証金の追加預託)

第15条 保証金について、差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者等は、市長の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者等は、前項の規定による預託を完了しないときは、指定期間経過後その預託が完了するまで当該業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第16条 市長は、卸売業者等が使用料その他市場に関して市に対して納付すべき金額の納付を怠ったときは、第13条第1項の保証金をもってこれに充てる。

(保証金の返還)

第17条 保証金は、卸売業者等がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

第4章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第18条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第19条 卸売業者が市場において行う卸売については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定める物品 せり売又は入札の方法
- (2) 毎日の卸売予定数量についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定める物品 規則に定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の割合に相当する部分についてはせり売若しくは入札又は相対取引の方法
- (3) 前2号に定める以外の物品 せり売若しくは入札又は相対取引の方法

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であつて、市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めたときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と買受人等との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
- (6) 緊急に出航する船舶に生鮮食料品等を供給するためその他やむを得ない理由により通常の卸売の開始時刻以前に卸売をする場合
- (7) 県条例第15条ただし書の規定により買受人等以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 当該市場における物品の需要が一時的に著しく増加した場合

4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第55条に規定する白河市公設地方卸売市場運営協議会の意見を聴くとともに、その数値を市場内に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、次に掲げる事項を卸売場の見やすい場所に掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(1) 当該品目及び販売方法

(2) 販売方法を定め、又は変更する理由

(差別的取扱いの禁止)

第20条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人等に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第21条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人等以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、特別の理由がある場合において市長が認めたときは、この限りでない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第22条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、自己の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けてはならない。ただし、買受人等に著しく不利益を及ぼさない範囲において、市長が認めたときは、この限りでない。

(受託物品の即日販売の原則)

第23条 卸売業者は、上場可能な時刻までに受領した受託物品については、特別な理由がある場合を除き、その日に上場しなければならない。

(売買取引の単位)

第24条 売買取引の単位は、重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることができる。

(秘密取引の禁止及び売買呼値の符号)

第25条 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行ってはならない。

2 卸売の売買呼値は、金額による。ただし、取引の慣行があるときは、その符号を用いることができる。

3 前項の符号を用いようとするときは、その符号について掲示しなければならない。

(異議の申立て)

第26条 せり売又は入札売に参加した者は、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

(売買取引の制限)

第27条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。

(1) 談合その他不正の行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

(仲卸業者の業務の規制)

第27条の2 仲卸業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合であって、市長が市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(1) その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをすること。

(2) その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(受託契約約款)

第28条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

(物品取引の下見)

第29条 市場における卸売のための売買取引（電子情報処理組織を使用する取引方法その他情報通信技術を利用する取引方法（以下「電子商取引」という。）により規則で定める一定の規格を有し、品質が安定した物品の卸売をしようとする場合を除く。）は、買受人等に現品又は見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することができない。

2 見本による売買の場合は、その取引の開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、

数量その他必要な事項を明示しなければならない。

(販売前における委託物品の検収)

第30条 卸売業者は、委託物品（電子商取引に係る委託物品を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にを行い当該物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めるときは、その結果を出荷者に報告しなければならない。ただし、当該物品の受領に出荷者が立ち会い、その了承を得られたときは、この限りでない。

2 電子商取引に係る委託物品の受領に当たっては、卸売業者又は出荷者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

(指値等のある受託物品)

第31条 卸売業者は、受託物品の売買取引に指値その他の条件のある場合は、販売前にその旨を明示しなければならない。

2 前項の明示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人等に対抗することができない。

(卸売物品の引取り)

第32条 買受人等は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由なく買受人等が引取りを怠ったと認められるときは、買受人等の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引（いわゆる「定価売」を含む。以下同じ。）に係る価格にその消費税額及び地方消費税額を加えた価格をいう。以下同じ。）が第1項の買受人等に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人等に請求することができる。

(有害物品の搬入禁止)

第33条 衛生上有害な物品は、市場に搬入してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品があると認めるときは、直ちに当該物品の撤去を指示することができる。

(入荷数量等の報告)

第34条 卸売業者は、毎開場日、市長の指示する時刻までに次に掲げる物品について品目ごとに数量及び主要産地について市長に報告しなければならない。

(1) 前開場日の販売の終了時刻後受領した物品及び当日の販売の終了時刻までに受領する見込

みの物品並びにこれらのうち当日上場するもの

(2) 貯蔵されている物品のうち当日上場するもの

2 卸売業者は、毎開場日、その日に卸売をした物品の数量及び卸売価格を市長に報告しなければならない。

3 卸売業者は、毎月5日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその消費税額及び地方消費税額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（卸売予定数量等の公表）

第35条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、その日の卸売のための販売の開始時刻までに、その日上場される物品について、主要な品目の卸売予定数量及びその主要な生産地並びに前開場日に上場された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場の卸売場内に掲示するものとする。

2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、その日に卸売された物品について、売買取引の方法ごとに主要な品目の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地及び等級別に高値、中値及び安値に区分してするものとする。

（仕切及び送金）

第36条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第43条の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額）、控除すべき第40条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

（売買仕切金の前渡し等）

第37条 卸売業者は、出荷者に売買仕切金を前渡し、保証金を差し入れ、又は資金を貸し付けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項に規定する前渡しをしてはならない。

- (1) 当該売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき。
- (2) 当該売買仕切金の前渡し等が卸売業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき。

(条件付受託物品の販売不能の際の措置)

第38条 卸売業者は、指値その他条件のある受託物品をその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(奨励金の交付)

第39条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し、出荷奨励金を交付しようとするときは、その額又は率及びその交付の方法に関し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、売買取引について、買受人等に対し、買受代金完納奨励金を交付しようとするときは、その額又は率及びその交付の方法に関し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の承認の申請があった場合において、当該承認をすることにより卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあると認めるときは、承認しないものとする。

(委託手数料)

第40条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場の見やすい場所に掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

第41条 削除

(買受代金の支払義務)

第42条 買受人等は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた後7日以内に買受代金（買い受けた額にその消費税額及び地方消費税額を加えた額をいう。）を支払わなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の特約は、その他の買受人等に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。

(卸売代金の変更禁止)

第43条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると認めるときでなければその額を変更してはならない。

2 卸売業者は、買受人等から前項の卸売代金について正当な理由による額の変更の申立てを受けたときは、その旨を直ちに市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(物品販売等の規制)

第44条 関連事業者が承認を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者がその業務を行う場合を除くほか、市場内においては物品販売その他の事業行為をしてはならない。

第5章 卸売業務に関する品質管理の方法

(物品の品質管理の方法)

第45条 市長は、市場の適正な品質管理の推進に努めなければならない。

2 卸売業者は、卸売の業務に係る物品の品質管理に関し、次に掲げる事項を定め、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(1) 施設の取扱品目

(2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

3 買受人等その他の市場関係者は、前項の規定に定める物品の品質管理に関し、その方法に従わなければならない。

第6章 市場施設の利用

(市場施設の利用)

第46条 卸売業者等及び買受人が市場内で利用する用地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積その他利用条件は、市長が指定する。

(市場施設の変更等の禁止)

第47条 市場施設の利用者は、当該施設の用途若しくは原状を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは利用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(市場施設の返還)

第48条 市場施設の利用者は、当該施設を利用する必要がなくなったとき、又は利用の承認を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第49条 故意又は過失により、市場施設を滅失し、又は損傷した者は、市長の指示に従いその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(市場施設の利用の取消し等)

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市場施設の利用の承認を取り消し、若しくは変更し、又は利用の制限その他の措置を命ずることができる。

- (1) 業務に関して不正の行為があったとき。
- (2) 業務に関する報告について虚偽の報告を行ったとき。
- (3) 使用料の支払を怠ったとき。
- (4) 卸売市場法、県条例、福島県卸売市場条例施行規則（昭和46年福島県規則第86号）又はこの条例若しくはこれに基づく規則若しくはこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

(市場施設の使用料)

第51条 市場施設の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）については、別表に定めるとおりとする。

- 2 利用者がその市場施設において使用する電灯、電力、ガス、水道等の費用は、利用者の負担とする。
- 3 利用者は、その利用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第52条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。

第7章 管理

(報告及び検査)

第53条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者等及び買受人に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は卸売業者等の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第54条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸

売業者等に対し、その業務又は会計に関して必要な改善措置を取るべき旨を勧告し、又は命ずることができる。

(運営協議会の設置)

第55条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、白河市公設地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その意見を市長に提出する。

(1) 市場の管理及び運営に関すること。

(2) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保及び合理化並びに流通の円滑化に関すること。

(3) 市場の業務に係る紛争調停に関すること。

(4) この条例の変更（県条例第4条第1項第3号から第6号まで又は第29条第2項第3号から第6号までに掲げる事項に限る。）に関すること。

(5) その他市場の運営上必要と認める事項に関すること。

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(卸売業務の代行)

第56条 市長は、市場の卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務を行うことができなくなった場合は、自らその卸売の業務を行うものとする。

(市場秩序の維持)

第57条 市長は、市場内の秩序の維持のため必要があると認めるときは、市場の入場者に対して入場を制限し、若しくは退去を命じ、又は搬出入物品の場内運搬等について必要な制限若しくは措置をとることができる。

(委任)

第58条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(過料)

第59条 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した卸売業者及び仲卸業者は、5万円以下の過料に処する。

2 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した買受人は、5万円以下の過料に処する。

- 3 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した関連事業者は、5万円以下の過料に処する。

(使用人等の違反行為)

第60条 市場関係事業者その他の市場の利用者は、その代理人又は使用人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、自己の指示によらないことを理由としてその責任を免れることができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の白河市公設地方卸売市場条例（昭和52年白河市条例第27号。以下「合併前の条例」という。）の規定により徴収するものとされた保証金及び使用料については、なお合併前の条例の例による。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第40条第1項の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても同条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成23年3月15日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第7条の3第1項の規定による申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても同条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年3月26日条例第17号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月27日条例第28号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の市場施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の市場施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に福島県卸売市場条例（昭和46年福島県条例第68号）第8条の2の規定により許可を受けて卸売業者となっている者は、この条例による改正後の白河市公設地方卸売市場条例第6条の2の規定により許可を受けた卸売業者とみなす。

別表（第51条関係）

種類		単位	使用料の額	
			青果部	水産物部
売場使用料	卸売業者	1月につき	卸売金額の1,000分の3に相当する金額	卸売金額の1,000分の3に相当する金額
	仲卸業者	1月につき	第27条の2ただし書の規定に基づき買い入れた生鮮食料品等の売上金額	第27条の2ただし書の規定に基づき買い入れた生鮮食料品等の売上金額

		(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3に相当する金額	(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3に相当する金額
冷蔵庫使用料(発電施設を含む。)	1平方メートルにつき	月額 418円	月額 528円
冷凍庫使用料	1平方メートルにつき		月額 1,760円
管理事務所使用料	1平方メートルにつき	月額 92円	月額 185円
倉庫使用料	1平方メートルにつき	月額 165円	
加工場使用料	1平方メートルにつき		月額 271円
関連商品売場使用料	1平方メートルにつき	月額 594円	月額 594円
保管料	1平方メートルにつき	月額 55円	月額 55円

備考

- 1 利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとみなして計算する。
- 2 利用期間に1月未満の端数があるときは、これを日割りにより計算する。